#### 判例研究

## ——神戸地裁平成一六年七月二八日判決 責任能力判断 解離性同一性障害患者の

、平成一四年(わ)九一六号

強盗致傷被告事件

上原大祐

## ・事実の概要

Identity Disorder ——以下 DID)に罹患しているとの診断がなさ Identity Disorder ——以下 DID)に罹患しては記憶がない旨証言してい行行為時以降数時間の間に関しては記憶がない旨証言している。被告人が DID に罹患していることに鑑みるに、実行行為る。被告人が DID に罹患していることに鑑みるに、実行行為る。被告人が DID に罹患していることに鑑みるに、実行行為る。被告人が DID に罹患しているとの診断がなさいたものと考えられる。

当時心神喪失または心神耗弱の状態にあった旨主張した。することができなかったのであるから、被告人は本件実行行為人格が出現しており、主人格がその別人格の行動や感情を統制は成立しない旨、また本件行為当時被告人には DIDによる別の間に強盗に関する事前の共謀はなく、強盗致傷罪の共同正犯

本件公判において弁護側は、被告人とB・Cら他の行為者と

### 二.判示内容

被告人に強盗致傷罪の共同正犯の成立および完全責任能力を

旨主張したが、裁判所はこれを退け、被告人がBおよびCと強ておらず、被告人に関して強盗致傷罪の共同正犯は成立しない被告人は、BやCとの間に強盗に関する事前の共謀は成立し認め、懲役三年六月の実刑判決を下した。

精神神経科の医師により解離性同一性障害(Dissociative

-114

く、被告人に強盗致傷罪の共同正犯の成立を認めた。被告人が実行行為時に責任能力を有していたか否かに関わりな謀がなされ、その上で本件犯行に及んだものであると認定し、盗の共謀をなした上でBおよびCによって他の共犯者と順次共

(2)責任能力について

て、「是非弁別能力及びその弁別に従って行動する能力が欠け 被告人の精神状態、すなわち本件行為時人格の精神状態につい 解を採用するという判断を下した。その上で、本件行為当時の 感情を引き継いで行動してい (る)」ことも根拠として③の見 って責任能力を判断すべきであ (る)」という判断の根拠を示 ぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによ 個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにす 判断するための一般的規準として、「人格が交代するごとに別 ―筆者)の三つがあると述べた上で、DID 患者の責任能力を みが責任無能力とする見解 (個別人格アプローチと呼ばれる-かわらず、正邪を弁識し行為を法に従わせる能力を欠く場合の ル・アプローチと呼ばれる――筆者)③犯行時の人格の別にか 知・統制できない場合には責任無能力とする見解(グローバ あれば常に責任無能力とする見解②主人格が別人格の行為を関 告人の刑事責任能力と DIDとの関係につき、① DIDの診断が 行当時の被告人の責任能力について検討を加える。裁判所は被 裁判所はさらに、被告人の実行正犯としての責任に関し、 特に本件に関しては「別人格がそれまでの主人格の記憶や 犯

態にも至っていなかったものと認めるのが相当である」と判示ていなかったのはもとより、これらの能力が著しく減退する状

### 三. 研究

した。

(1)強盗の共謀について

罪の共同正犯が成立する、とするのである。 罪の共同正犯が成立する、とするのである。 罪の共同正犯が成立する、とするのである。 な共謀判において弁護がある以上、仮に本件犯行当時被告人が心神共謀までなされていた、という事実認定を行った。その上で、共謀までなされていた、という事実認定を行った。その上で、共謀すでなされていた、という事実認定を行った。その上で、共謀はの際には被害者に対し暴行を加えるという点において共謀がなされていた、という事実認力を持つに強盗致傷を失または心神耗弱の状態にあったとしても被告人に強盗致傷要失または心神耗弱の状態にあったとしても被告人に強盗致傷要失または心神耗弱の状態にあったとしても被告人に強盗致傷害を失または心神耗弱の状態にあったとしても被告人に強盗致傷

共謀共同正犯を肯定する事自体には変わりがない。また本件事立が認められており、その理論付けには変遷が認められるが、たする説が支配的である。しかし否定説もなお有力である。こだする説が支配的である。しかし否定説もなお有力である。こだする説が支配的である。しかし否定説もなお有力である。こにする説が支配的である。しかして共同正犯の成立を認める共謀共同正犯に関関与を根拠として共同正犯の成立を認める共謀共同正犯に関関与を根拠として共同正犯の成立を認める共謀共同正犯に関

られる、とする立場を明示している。 注(6)判決において、この場合においても共謀の成立が認め おらず、いわゆる順次共謀の問題も生じうるが、最高裁は前掲 案においては、共犯者全員が事前に一同に会して共謀を行って

正犯の概念を理論的に貫徹するならば到達可能な結論であり得 共同正犯が成立する、としたものと解される。これは共謀共同 他者が実行行為を行ったのだから、被告人には少なくとも共謀 としても、共謀の時点では責任能力がありその共謀に基づいて 所は、仮に被告人が実行行為時に責任能力を有していなかった ている、という点にその特殊性が認められるのであるが、 る。ただし、本件の場合、被告人が実際に実行行為にも加わっ のものとして判断した上で被告人に共同正犯の成立を認めてい 正犯が成立する」と判示し、本件を共謀共同正犯の事案に類似 陥っていたと否とにかかわらず、被告人には強盗致傷罪の共同 犯行当時、被告人が一時的に心神喪失または心神耗弱の状態に 共謀をした上、本件犯行に及んだものと認められるから、 異なる。しかし裁判所は「被告人は、BやCらと事前に強盗の も関わっている事案であり、典型的な共謀共同正犯の事例とは おける責任能力の有無に関してはともかく) 実際に実行行為に 本件事案は、被告人が実行行為現場に出向き、(その時点に 裁判

> 力についても判断を加えている。よって、以下、責任能力の部 る。しかし裁判所は続けて実行行為時における被告人の責任能 の被告人の責任能力に関する判断は不要であるとも考えられ 為を行った時点で既に決定されているのであり、 所の判断によれば、被告人の罪責は共謀に加わり他者が実行行 実行行為時点

分について考察する。

制御することもできない。そして、この障害を患う者が犯罪を 格、それ以外の人格状態は別人格または副人格と呼ばれる。通 の異なった人格状態が現れる障害のことをいう。 とを認めていることは注目に値する。DIDとは、以前は多重 神状態について DID により別人格が出現していた、というこ 人格のうち、最も長い期間身体を支配している人格状態は主人 人格障害と呼ばれた精神疾患の一つで、一人の個人の中に複数 まず本件において、裁判所が、被告人の本件実行行為時の精 主人格は副人格の経験を認識しておらず、またその行為を 複数の異なる

あるが、刑事裁判において DIDの存在について正面から論じ 裁判等において鑑定の段階で DID について論じられたことは ことの正否が問題となる。これまで、連続幼女誘拐殺人事件の 犯した場合、特に副人格が犯罪を犯した場合に、その犯罪行為 た判例は我が国ではこれが初めてである。本件において、 および結果の責任を被告人とされる者にその者全体として問う 人および証人として本件裁判に関わった被告人の主治医の精神

神経科医の双方が、被告人が DID を患っており、その中でも

るように思われる。

(2)責任能力について

**⑴で論じたように、本件事案における共犯部分に関する裁判** 

特に副人格が本件実行行為時の被告人の行為を制御していた、

ものとしては、現在のところ名古屋地判平成一七年三月二四日旬の後、裁判所が DID 患者たる被告人の刑事責任を判断した があるのみである。名古屋地裁判決は、副人格が行為を行って という点では一致した。裁判所もこの前提を認めた上で、DID ものではない」から被告人は副人格による本件各犯行について いがないこと、各犯行は DID が原因となって引き起こされた おいても是非善悪の弁識能力及び行動制御能力があることは疑 いることを認定した上で、主人格・副人格の「いずれの人格に 患者たる被告人の刑事責任を判断したのである。また、本件裁

できるものであろうか。この点について考察するに際し、 照らした場合、DIDは生物学的要素として取り入れることの ない学説に依拠してい (る)」ことを挙げられる。この基準に 用いられる専門的知識に学説の対立があり一般に支持されてい が鑑定を採用しない合理的な根拠の一つとして「鑑定において れている。これをどう考えるべきか。高橋省吾判事は、 界においては DIDという疾患に対する懐疑論も根強く主張さ 障害の存在を認めるべきか否か、という問題がある。精神医学 きるのか否か、換言すれば、司法の世界において DIDという 任能力を判断する際の生物学的要素として取り入れることがで 題点として、まず第一に、そもそも DIDという障害を刑事責 DID患者たる被告人の刑事責任について判断するための問 裁判官 精神

を認めており、裁判所もこれを受け入れた上で被告人の刑事責

この原則は DIDの場合にも当て嵌まる。前掲注(8) ることは妥当ではないから、これに従うべきである」とされる。 学的要素は「被告人は精神の障害を有しているのか否か、また 能な限り科学的知見に沿った判断を行うべきである。特に生物 よって、法の世界においてもこの障害の存在自体は認められる も DID (ICD-10では多重人格障害) が独立の疾患として認定 する診断マニュアルである DSM-IV-TR、また ICD-10において 医学の世界においてその世界に携わる者が診断のよりどころと に対し本判決は、関係する精神医学の専門家が二人とも DID 料の不適切さを理由として DIDを認める鑑定を退けた。 複数の鑑定結果が示されており、 見を尊重すべきである。安田拓人助教授は責任能力判断におけ 実的問題であり、この問題に関しては専門家である鑑定人の意 有しているとすれば如何なる障害を有しているのか」という事 あり、精神医学者の見解に拘束されるわけではない。しかし可 べきである。たしかに、責任能力判断は最終的には法的判断で の存在そのものについてはこれを認めているものと解される。 るに、精神医学界は、その有り様に関してはともかく、 されている、ということを念頭に置くべきである。これに鑑み 女誘拐殺人事件の裁判においては、DIDを認める鑑定を含め る生物学的要素の判断につき、「精神医学の素人である裁判官 鑑定資料などにまったく問題のない鑑定の診断名を否定す 裁判所は鑑定の前提となる資

刑事責任を負う、としている。

任を判断したものである。

大に、DID 患者たる被告人の刑事責任、特に責任能力の中次に、DID 患者たる被告人の刑事責任、特に責任能力の中でも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。通常、一人のでも心理学的要素について検討する必要がある。

DID 患者たる被告人の刑事責任を判断する方法として、本別に患者たる被告人の刑事責任を判断する方法として、本別に定っていた人格が行為を関知・統制できたか否かを基準として判断をこの人格が行為を行った場合でも被告人は無罪とされるべきである、とするところに特徴がある。次に、②主人格に焦点を当て、る、とするところに特徴がある。次に、②主人格に焦点を当て、る、とするところに特徴がある。次に、②主人格に焦点を当て、方法であるが、これは副人格が行為を行った場合のみならず、方法であるが、これは副人格が行為を行った場合でも被告人は無罪とされるべきであた人格が弁識・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるた人格が弁識・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるに人格が弁識・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるの人格が弁論・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるの人格が弁論・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるの人格が弁論・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるの人格が弁論・制御能力を有していれば完全責任能力を認めるの人格が弁論・

このように判断方法が三つに分かれる理由は、DIDにおけ

る弁識・制御能力を失っていなかったのでない限り責任無能力 識の断絶やコントロールの不可能性は被告人全体に対する責任 識・制御能力を有しているのであり、行為に対する主人格の認 面性の現れ」として捉える。その上で、副人格もそれ自体弁 病状態、病的酩酊状態などと同じく、責任能力を否定する。こ ているところの意識である主人格の支配が行為に対して及んで や夢遊病状態また病的酩酊状態と同じく、「通常行為を支配し 場は、「副人格が出現している状態」を、てんかんの朦朧状態 よび③の立場は、各人格を一人の個人の中にある別個の人格状 だけで刑事責任否定の根拠になる、とする。これに対し、②お なってしまうため、これを避けるために、DIDの診断はそれ ることは必然的に他の無実の個人を処罰するという団体責任に 行った行為のために DID 患者たる被告人を全体として処罰す うに捉えるかに由来する。①の立場は、各人格をそれぞれ別個 る「副人格が出現している状態」というものをそもそもどのよ 能力判断には何の影響も与えないとして、副人格が行為に対す れに対し③の立場は、副人格を「誰しもが持っている人格の多 いない状態」と捉える。その上で、てんかんの朦朧状態や夢遊 態として捉えるという点では共通している。その中でも②の立 合体と捉える。その上で、ある人格すなわちある一人の個人が の個人(人間)と同視し、一人の DID 患者を複数の個人の集

になることはない、とするのである。

では、これら三つの判断方法のうち、どれが最も適切であろ

うか。この点に関し、我が国においては、刑法学者が論じた文

に論じた論稿の他には、川口浩一教授が書かれた論文が二本と

った論文としては、筆者が以前アメリカの判例および学説を基献はほとんどないというのが現状である。この問題について扱

ているホスト人格(主人格——筆者)であると考えるべきではなる人格は、その人物の生活において最も高いウェイトを占め自人と捉える場合には、「その人の責任を判断する際に基準として、DID 患者を一人の間人と捉える場合には、「その人の責任を判断する際に基準としてはて、この見解に立ったとしても、結論的には処罰でる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰でる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰でる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰でる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰でる。ただし、この見解に立ったとしても、結論としては「処罰で

えているかに関して、DID患者を複数の個人の集合体と捉え

れる。これに対し、川口教授は、まず、行為時人格アプローチ考え方に親和性を示される。①の立場を支持されるものと思わ

(個別人格アプローチ)がその前提として DIDをどのように捉

する筆者の個別人格アプローチの理解と異なる見解を採られる立場から説明可能とされ、各人格を一個人の多面性の表れと

とするに足る十分な、唯一の障害である(括弧内筆者)」との

しつつ「多重人格障害(DID)は、その存在だけで責任無能力おられる。野阪教授は「極論かもしれないが」と一定の留保を佐久間修博士は、前掲注(8)判決を素材とする考察を行って野阪滋男教授が考察を行われた論文があるのみである。また、

(2) (主人格が副人格を制御できたかどうかが重要ないだろうが。「主人格が副人格を制御できたかどうかが重要を否定する点では共通するものの、結論としてどちらの立場を支持されるかに関しては明言しておられない。また、佐久間博支持されるかに関しては明言しておられない。また、佐久間博支持されるかに関しては明言しておられない。また、佐久間博立は、「多重人格が記められた」場合、すなわち、別人格が行為を支配し主人格が記められた」場合、すなわち、別人格が行為を支配し主人格が記められた」場合、すなわち、別人格が行為を支配し主人格が記められた」場合、すなわち、別人格が行為を支配している場合には、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。けだし、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。けだし、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。けだし、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。けだし、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。けだし、多まび心神耗弱という結論が導かれるわけではない。また、任久間は、一般に対している以上、理論的の人格が別人格を取り込んだ合一体をなしている以上、理論的の人格が別人格を取り込んだ合一体をなしている以上、理論的である」との見解を示される。③の立場を支持されるないからである」との見解を示される。

DID 患者たる被告人の刑事責任にについて考察するために 大妻判所による判断が複数なされ、また学説も複数存在する は、裁判所による判断が複数なされ、また学説も複数存在する は、裁判所による判断が複数なされ、また学説も複数存在する は、被告人を無罪とした。しかしその後の幾つかの判例は、個 七年の Billy Milligan事件(State v. Milligan)において、裁判所 は、被告人を無罪とした。しかしその後の幾つかの判例は、個 に被告人の刑事責任を認めた。しか において考察するために と、一九九四年の U. S. v. Denny-Shaffer 判決のように、再びグ

判例も存在する。

(3)

立場を支持する見解が有力に主張されているものの、い。③の立場を支持する見解が有力に主張されているものの、い。③の立場を支持する記めない立場を支持する代表的な見解としての代表的な論者である Sakst DID 患者たる被告人の刑事責任についてこれを認めない立場を採り、その根拠として①の立場に親近感を示す。また②の立場を採り、その根拠として①の立場に親近感を示す。また②の立場を交持する代表的な見解として Owensは、個別人格アプローチは個人全体(total person)の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の精の中の断片だけを評価しているものであって、DID 患者の特別な意味を表情である。

患者たる被告人の刑事責任能力は否定されるべきであろう。本 状態と比較されるべきものだからである。このような、通常行 採用すべきであると考える。何故なら、DID患者を一個 ての科学的知見を重視すべきとの立場から、結論として主人格 という問題に関してである。筆者自身は、法的判断の前提とし 格・副人格のいずれを中心に据え、刑事責任を判断すべきか 確認し、それに沿った法的判断をすべきである。すなわち、 立場に立脚するとした場合、②と③いずれの判断方法を採用す ①の立場を否定し、各人格をそれぞれ別個の人間とは捉えない と述べ、この考え方を採用しないことを明言している。 が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎない」 の行為につき認識・制御をなしえない場合、原則として DID 刑事責任能力が一般的に否定されるのと同様、主人格が副人格 為を統御している意識が当該行為を認識・制御し得ない場合に に着目した刑事責任判断、すなわちグローバル・アプローチを DID 患者たる被告人の刑事責任の判断に関して言えば、主人 べきであろうか。この判断に関しても、まず精神医学的知見を 人として見た場合、副人格とはてんかんの朦朧状態や病的酩酊 では、 の

件裁判所も判決文の中で、「人格が交代するごとに別個の個人とて複数の個人の集合体とは考えられていないからである。本考えられる。なぜなら、精神医学界においては、DID患者をしては、結論から言うとこれを受け入れることはできない、としては、AIIの生命体とは考えられることはできない、としては、DID患者たる被告人の刑事責任を判断する三つの判では、DID患者たる被告人の刑事責任を判断する三つの判

被告人の行為時の人格に関して「被告人が別人格になった後のを判断すべきである」として③の判断方法を採用し、その上でその個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎないから、件判決において裁判所は「人格が交代するごとに別個の個人が

ことからすると、本件犯行当時の被告人の精神状態は…是非弁

行動も、強盗の共謀に沿った合目的なものであったといい得る

出して判断することを正当化するさらなる理由付けが要求され 採用するのであれば、本来まさにその人自身と見なされている い。グローバル・アプローチを否定し、個別人格アプローチを 御能力に問題が生じていない限り心神喪失・耗弱は認められな を当てるならば、当該行為を行ったまさにその人格の弁識・制 きず、責任無能力と評価される。これに対し行為時人格に焦点 らば、副人格が行った行為に関しては基本的に弁識・制御がで 視するか、それとも人格の別にかかわらず、まさに行為を支配 ところの主人格をまったく考慮せず、行為時の人格だけを取り は異なった様態を呈するからである。主人格に焦点を当てるな していた人格に焦点を当てるかで「個人の犯行時の精神状態! 人」の中で主人格に焦点を当てその弁識・制御能力の有無を重 の個人」とする点では共通しているのであり、その「一個の個 る根拠としては不十分である。②も③も、DID 患者を「一個 の根拠は、①を否定する根拠としては十分であるが②を否定す 力を認めた。しかし、裁判所が③を採用するために提示したこ いなかったものと認めるのが相当である」として、完全責任能 のはもとより、これらの能力が著しく減退する状態にも至って 別能力及びその弁別に従って行動する能力が欠けていなかった

また、本件判例は副人格が主人格の記憶や感情を引き継いで

の責任能力は否定されるべきであったと思われる。 の責任能力は否定されるべきであったと思われる。 の責任能力は否定されるべきはまさに「主人格が当該挙げているが、私見の立場からするとこれも肯首し得ない根拠をの記憶や感情を引き継いでいた、ということは重要ではないからである。可放なら、問題とされるべきはまさに「主人格が如何なる理由により当該行為に出たか」、すなわち行為時人格が如何ないの責任能力は否定されるべきであったと思われる。

### 四:結語

(のであり) …典型的な解離性同一性障害ではない」。副人格がであって、主人格から別人格の方向には人格の連続性があるであって、主人格から別人格の方向には人格の連続性があるであって、主人格から別人格の別題に関する議論の先進国といえような議論の混乱が起こる可能性も十分に考えられる。本件判めが採った個別人格アプローチを採用する判断方法が日本においては定着する、と断言するのは時期尚早であろう。特に本件いては定着する、と断言するのは時期尚早であろう。特に本件いては定着する、と断言するのは時期尚早であろう。特に、DIDにおける新たな議論の可能性を含んだものである。特に、DIDにおける新たな議論の可能性を含んだものである。特に、DIDにおける新たな議論の可能性を含んだものである。特に、DIDにおける新たな議論の可能性を含んだものである。特に、DIDにおける新たな機能の表情を含んだものである。特に、DIDにおける新たな機能のである。特に、DIDにおける新たな機能のである。特に、DIDにおける新たな機能のである。

医学界がその知見を確定することが求められる。 DIDに関しては、法的判断を行う前提となる精神医学的事実 ローチを採用する立場を維持しうるかは不透明である。何より 独自の意思決定で行為に出た場合にも、裁判所が個別人格アプ

さらに行われることも予想される。今後の動向を見守りたい。 おいても、DID 患者たる被告人の刑事責任を判断する裁判が おいても、DID 患者たる被告人の刑事責任を判断する裁判が を脱しての扱いを脱し、精神疾患単位の一つとして安定した 疾患としての扱いを脱し、精神疾患単位の一つとして安定した 疾患として採用した、という点において意義を有するものであ して採用した、という点において意義を有するものであ ともあれ、本判例は DIDを刑事責任を判断する際の資料の

3

- (1) 本判例は現在のところインターネット上の裁判所の判例検索システムでのみ閲覧可能である。http:// www.courts.go.jp / scarch / jhsp0030?action\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=6838&hanreiKbn=03
- 事前の共謀はなかった」という趣旨のことを主張したものと思の有無、の二つに分けることができる。このうち【1】の争点につき、弁護人がどのような主張をしたのか明確ではないが、芸派から判断するに「被告人と他の共犯者との間において、被害者に対し暴行を加える、という共謀は事前に形成されていた。若に対し暴行を加える、という共謀は事前に形成されていた、被害者に対しる事が、
   (2) 本件における争点は【1】強盗の共謀の有無【2】責任能力

- 仮に、最初に共謀が行われたHにおいては暴行の共謀までした。 との文言に反する解釈であるが、本文中に引用されている。 との文言に反する解釈であるが、本文中に引用されている。 との文言に反する解釈であるが、本文中に引用されている は争っておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場において「慰謝料を取る」という話が はかっておらず、その場においては暴行の共謀までし が、BやCらとの間で、A (被害者―筆者)に暴行を加え… 人が、BやCらとの間で、A (被害者―筆者)に暴行を共えないる、と 大談が成立していたか否か、という点につき判断している、と 大談が成立していたか否か、という点につき判断している、と 大談が成立していたか否か、という点につき判断している、と 大談が成立していたか否か、という点につき判断している、と
- 仮に、最初に共謀が行われたHにおいては暴行の共謀までして、最初に共謀が行われたHにおいては暴行の共謀までした場合、いわゆる共同正犯の錯誤の立場と(注)構成要件が重なり合う限度で軽い罪につき共同正犯が成立する、とする立場がある。これに関し、最高裁は(注)物成立する、とする立場がある。これに関し、最高裁は(注)場と(注)構成要件が重なり合う限度で軽い罪につき共同正犯が成立する、とする立場がある。これに関し、最高裁は(注)の立場を採用することを明らかにしている(最決昭和五四年四月一三日刑集三三巻三号一七九頁【関哲夫「共犯と錯誤(二)月一三日刑集三三巻三号一七九頁【関哲夫「共犯と錯誤(三)月一三日刑集三三巻三号一七九頁【関哲夫の共同正犯が成立することを表す、本件事案が共同正犯の共同正犯が成立することになる。
- 爾他編『刑法判例百選Ⅰ総論[第五版]』(二〇〇三・有斐閣)学説の状況については川端博「共謀共同正犯の意義」芝原邦

4

# 一四八頁以下を参照。

- (5) 大判明治二九年三月三日刑録二卷一O頁等。
- される。 ・前掲注(4))において、間接正犯類似説を採用した、と端・前掲注(4))において、間接正犯類似説を採用した、とが、最判昭和三三年五月二八日刑集一二巻八号一七一八頁(川の、最中の、最中の、
- (1) 育神医学関係者が診断の手引きとする高橋三郎・大野裕・染 (の四・医学書院) における DIDの診断基準は次の通りで (口の四・医学書院) における DIDの診断基準は次の通りで (二〇の四・医学書院) における DIDの診断基準は次の通りで
- 的に患者の行動を統制する。
  B.これらの同一性または人格状態の少なくとも2つが反復

<u>ıı</u>

- 説明できないほど強い。 C. 重要な個人情報の想起が不能であり、ふつうの物忘れで
- (例:複雑部分発作)の直接的な生理学的作用によるもウトまたは混乱した行動)または他の一般身体疾患D.この障害は、物質(例:アルコール中毒時のブラックア

8

のではない。

東京地判平成九年四月一四日判時一六〇九号三頁。この裁判

- に関し責任能力の減少を認める二つの鑑定を退け、人格障害をたとする鑑定、の三つの鑑定が提出されたが、裁判所は被告人精神分裂病(現在は統合失調症)により制御能力の減少があっする鑑定、DIDにより責任能力が若干減少していたとする鑑定、において被告人に関し、完全責任能力を問いうる人格障害だとにおいて被告人に関し、完全責任能力を問いうる人格障害だと
- 四二巻(一九九四)二九頁以下において報告されている。平肇「多重人格の一症例――簡易精神鑑定事例――」矯正医学して不起訴になった事例が、吉田司・木村均・上芝功博・仁ノして不起訴前の簡易鑑定の段階で多重人格(DID)を理由と

認める鑑定のみを採用し、完全責任能力を認めた。

- 索システムのみで閲覧可能である。 本判例も、現在のところインターネット上の裁判所の判例検
- http:// www.courts.go.jp / search / jhsp0030?action\_id=dspDetail&hanrei SrchKbn=01&hanreiNo=7494&hanreiKbn=03

10

- 一〇号(一九九七)一一六九頁において論じておられる。ら、中谷陽二「多重人格に関する懐疑論」精神科治療学一二巻の上の情疑論に関しては、中谷陽二博士が精神医学者の立場か
- (12) 前掲注(7)五〇六頁以下。

事実認定(上)』(一九九二・判例タイムズ社) 四五六頁。

高橋省吾「精神鑑定と責任能力」小林充=香城敏麿編『刑事

(3) 融道男・中根允文・小見山実訳【ICD-10 精神および行動の 障害――臨床記述と診断ガイドライン――(原書―― World Behavioural Disorders Clinical Descriptions and Diagnostic Guidelines)】(一九九三・医学書院) 一六九頁。

- 香店・二○○六)一八一頁以下、等がある。 ・ 本種精神疾患と刑事精神鑑定――解離性同一性障害 真樹「Ⅲ 各種精神疾患と刑事精神鑑定――解離性同一性障害 真樹「Ⅲ 各種精神疾患と刑事精神鑑定――解離性同一性障害 「一九九六」二四七頁以下、同「精神鑑定の事件史―― 巻二号(一九九六)二四七頁以下、同「精神鑑定の事件史―― 巻二号(一九九六)二四七頁以下、総成の動向――」臨床精神医学二五
- (18) 川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰一一号(一九九(二〇〇四)一八五頁以下。 (二〇〇四)一八五頁以下。 | 広島法学二七巻四号に入り、上原大祐「解離性同一性患者の刑事責任をめぐる一考察――

- 二号(一九九八)一頁以下。 任――わが国の事例を中心として――」奈良法学会雑誌一一巻五)九九頁以下、同「解離性同一性障害(多重人格)と刑事實
- 代的展開』(二〇〇〇年・成文堂)三四一頁以下。ついて――」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現野阪滋男「精神障害と責任能力――主として多重人格障害に

19

〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。 〇)七〇頁以下。

20

野阪・前掲注(19)三五三頁。

21

22

- 中心として――」二八頁。「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任――わが国の事例を「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任――わが国の事例を「一口、前掲注(8)「多重人格と責任能力」一〇八頁。同
- (23) 川口・前掲注 (18)「多重人格と責任能力」一〇八頁
- 費任――わが国の事例を中心として――」二八頁。 (24) 川口・前掲注(18)「解離性同一性障害(多重人格)と刑事
- 川口・前掲注(18)「多重人格と責任能力」一〇八頁。

25

26

- 責任――わが国の事例を中心として――」二八頁。 川口・前掲注 (8)「解離性同一性障害(多重人格)と刑事
- 佐久間・前掲注(20)七六頁。

27

性について扱ったものとして State v. Grimstey, 444 N. E. 2d 1071(28)「多重人格と責任能力」で示された分類に従うと、①行為も、その切り口は幾つかに分かれる。川口教授が川口・前掲注(28) ひとくちに DID 患者の刑事責任について扱った判例といって

(29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29) 本件判決文は判例集には登載されていない。しかし、Daniel (29)

に限って論じる。

- (30) 前掲注 (28) State v. Grimsley, Kirkland v. State等。
- (31) 前掲注 (28) U.S. v. Denny-Shaffer
- (32) 学説の状況に関しては、詳細は拙稿・前掲注(17)を参照。
- (중) Owens, 8 Maryland Journal of Contemporary Issue237, 1997
- (55) Sακε, 10 Southern California Interdisciplinary Law Journal 277. Spring 2001.
- (36) 詳細な検討は、拙稿前掲注(17)二〇〇頁を参照。

詳細は拙稿・前掲注(17)二〇〇頁以下を参照。

38 37

り、また、この問題について扱った論文として、山本光英「実 判例百選Ⅰ総論 [第五版] | (二〇〇三・有斐閣) 六六頁) があ わち、実行行為に出た後に心神喪失・耗弱状態に陥った被告人 告人に完全な責任を問う根拠とはなり得る可能性もある。すな の意思決定を承継して副人格が行為を行ったということは、被 刑法的処理について――」近畿大学法学四四巻二号(一九九六) 月子「実行行為途中からの責任無能力」神奈川法学二八巻一号 (一)」関東学園大学法学紀要三号(一九九一)一三九頁、林美 行の着手後の責任無能力――所謂【承継的責任無能力】の問題 てリーディングケースとなる判例として長崎地判平成四年一月 議論との関係においてである。実行着手後の責任無能力につい に対し完全な責任を問う、いわゆる実行着手後の責任無能力の 展開』(二〇〇〇・成文堂)三六一頁等が挙げられる。ただし、 いて」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的 九七)三頁、浅田和茂「実行行為開始後の心神喪失・耗弱につ 能力による同時的コントロールの必要性」研修五八七号(一九 三五頁、野村稔「実行着手後における心神喪失・耗弱――費仟 な行為?——実行行為の途中で責任能力に疑いの生じた場合の ——」中央大学大学院研究年報(法学研究科)一六号I—二 一・二合併号(一九九六)七三頁、神田宏「原因において自由 (一九九三) 二八三頁、安田拓人「判例研究」甲南法学三七巻 (一九八七)、中空霹雅「いわゆる承継的責任無能力について 四日(前田雅英「実行行為と責任能力」芝原邦爾他編『刑法 ただし、共謀を行ったのが主人格であり、共謀による主人格

であり、 そしてこの処罰の可否の判断の場合に、実行着手後の責任無能 為時点の被告人の責任能力の有無を判断し、その上で「事前の 本件において被告人に対し完全な責任を問うためには、まず行 任能力を認めることを混同している点において不適切である。 頭に置いていたのだとしても、完全な責任を問うことと完全責 主人格の意思決定を副人格が承継しただけであるという点を指 で問題とされているのは責任能力の有無自体の判断であり、こ める」こととは次元を異にすることに注意すべきである。本件 いなく認められる者に対して「完全な責任を問う」ための議論 力の議論の適用により完全な責任を問うことが出来る可能性が 特殊性に鑑みた処罰の可否を検討すべきであったと考えらる。 主人格の意思決定を副人格が承継して行為した」という本件の 摘することによって実行行為途中からの責任無能力の議論を念 の議論を直接的に適用することはできない。たとえ本件判決が、 行為者の行為時の精神状態につき「完全責任能力を認

この議論は実行行為途中で心神喪失・耗弱状態になったと間違